

公 告

(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構東京国際センター（JICA東京）が、2017年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり公募参加確認書の提出を招請します。
なお、本件公告に関する問い合わせは、JICA東京産業開発・公共政策課（電話：03-3485-7635、担当：川津）宛にお願いします。

2017 年 5 月 1 日

独立行政法人国際協力機構
東京国際センター 契約担当役
所長 木野本 浩之

2017 年度（課題別研修）「南部アフリカ地域開発金融機関のためのプロジェクトバリューチェーンの強化」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京国際センター（以下、JICA 東京）は以下の業務について、参加意思確認書（様式 1 もしくは様式 2）の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた南部アフリカ諸国域内の開発金融機関の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、ガバナンス強化、資金の調達・運用、関連プロジェクトの発掘、形成、準備、審査、実施及びモニタリングの強化に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人国際通貨研究所と一般財団法人日本国際協力センターによる共同企業体（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、国際金融・財政問題に係る専門的な調査研究を実施する公益財団法人であり、20 年以上の活動実績を有しています。また、国内外の有識者や国際機関・金融機関監督官庁や中央銀行等の関係当局、民間の都市銀行と幅広いネットワークを構築しています。過去には、ASEAN 事務局、アジア開発銀行といった国際機関からの調査業務を多数受託しており、国際機関と連携しての研修プログラム策定・研修運営を円滑に実施することができると考えられます。

過去 2 年、本研修を受託した実績がある他、JICA 課題別研修「アセアン債券市場整備（Ⅱ）」、「公共財政管理・公的債務管理エグゼクティブ・プログラム」や、ASEAN 事務局、財務省、ADB、金融庁、外務省、JBIC 等からの調査業務を受託しており、係る専門性については高く評価できます。

また、特定者は、外国人を対象とした研修の企画立案から、研修先同行、研修の進行管理を支援している一般財団法人であり、約 40 年にわたる活動実績の下、国際研修やセミナーの運営について幅広い知識・経験を有しています。

過去 2 年、本研修を受託した実績がある他、IIMA との共同事業体にて、JICA 課題別研修「アセアン債券市場整備（Ⅱ）」、「公共財政管理・公的債務管理エグゼクティブ・プログラム」を受託しており、更に、カナダ国際開発庁、SEED-Net、マレーシア政府、ベトナム政府等から研修業務を受託しており、国際機関との調整業務においても高く評価されています。

以上のことから、以下「2. 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し

得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

- (1) 案件名 2017年度課題別研修「南部アフリカ地域開発金融機関のためのプロジェクトバリューチェーンの強化」コース
研修委託業務
- (2) 担当部署 JICA 東京 産業開発・公共政策課
- (3) 案件内容 研修委託業務概要（別添）のとおり
- (4) 研修コース実施期間
2017年10月19日から2017年11月10日まで(予定)
- (5) 履行期間 2017年9月中旬から2018年1月下旬まで(予定)

2. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 公示日において、平成28・29・30年度の全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格者」という。）を有する者。

なお、全省庁統一資格保持者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

- ② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、再生計画又は再生計画が発効しない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規定」（平成20年10月1日規定（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約しものとします。

なお、当該誓約事項による制約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に定める禁止行為を行っている。

（2）その他の要件

- ①案件受託上の条件として、2017 年度案件を第 1 回目として受託し、2019 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能であること。なお、2017 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2019 年度案件まで随意契約を行う予定です（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行なった上で締結します。
- ②業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ③業務総括者は金融・財政分野の研修実施の経験を有すること。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出 (様式 1・2)	提出期間	2017年5月18日(木) 17時まで。
	提出場所	JICA 東京産業開発・公共政策課
	提出書類	参加意思確認書、2 応募要件に求められる実績等を証明する資料(写し可) ※詳細は欄外参照のこと。
	提出方法	持参又は郵送(※郵送(配達記録の残るものに限る)する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで(正午から 14:00 までは除く)に上記提出場所へ持参のこと。)

※提出書類について

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 公募参加確認書(様式 1)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 公募参加確認書(様式 2)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 登記簿謄本(写)
- 3) 財務諸表(直近 1 か年分)(写)
- 4) 納税証明書(その 3 の 3)(写)
- 5) 営業経歴書(過去 1 年間の事業実績を示す資料など)

(2) 審査結果の通知	発送日	2017年5月25日(木)
	通知方法	郵送
(3) 応募要件無しの理由請求	請求場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	請求方法	持参又は郵送(※郵送(配達記録の残るものに限る)する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで(正午から 14:00 までは除く)に上記提出場所へ持参のこと。)
	請求締切日	2017年6月1日(木)
	回答発送日	2017年6月8日(木)
	回答方法	郵送

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
 - (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
 - (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
 - (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
 - (5) 提出期限以降における参加意思確認書及び添付書類の差し替え及び再提出は認めません。
 - (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
 - (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
 - (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
 - (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
 - (10) 契約保証金：免除します。
 - (11) 共同企業体の結成：認めません。
 - (12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中です。
 - (13) 情報の公開について：
本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。
また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。
なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。
- ① 公表の対象となる契約相手方：
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

以上

2017 年度課題別研修「南部アフリカ地域開発金融機関のためのプロジェクト
バリューチェーンの強化」コース研修委託業務概要

1. 研修コース概要

【コース名】

課題別研修「南部アフリカ地域開発金融機関のためのプロジェクトバリュー
チェーンの強化」

【背景】

南部アフリカ地域は、豊富な地下資源への投資対象のみならず、政治的に安定する中進国における旺盛な消費活動により、潜在性のある新興経済市場としての存在感を高め、近年では本邦企業による事業拡大、新規進出も相次いでいる。その一方で、同地域は依然として貧困・経済格差、高い失業率といった構造上の課題を抱えていることから、各国政府は、公共債務を厳格に管理しつつも、インフラ開発、中小企業育成、農業振興への公共支出による国内景気刺激策をこれまで以上に重視する傾向にある。

近年、持続的な成長をより確実なものとするために、各国の開発金融機関（DFIs）が多国間・二国間のドナーと協調するとともに、多様な民間の主体と連携を図りつつ、効果的・効率的なインフラの開発を行うことが重要となっている。

本研修を通じて、DFIs としてのガバナンスの確立（とりわけ政府との関係における独立性・透明性）、DFIs としての資金調達や運用のあり方、DFIs のプロジェクトバリューチェーン（プロジェクトの発掘、形成、準備、審査、実施及びモニタリング）の強化に資する研修を具体的な事例も交えて行う。各研修員には、本研修で得られた知見をもとに、各国で取り組むべきアクション・プランの作成を求める。

【案件目標】

日本とアジア諸国の経済・産業発展プロセスで醸成されてきた開発金融機関（DFIs）の政府とのあるべき関係、DFIs としての資金調達や運用、効果的かつ効果的なプロジェクトバリューチェーンの概念及び個々の内容、相関関係に関する知識が、各研修員に共有される。

【研修で達成される成果】

- (1) DFIs としてのガバナンス（とりわけ政府とのあるべき関係性（就中、独立性・透明性））が説明できる。

- (2) DFIs としての資金の調達・運用のあり方を説明できる。
- (3) プロジェクトバリューチェーンの包括的な概念、個々の内容、相関関係等が説明できる。
- (4) DFIs におけるガバナンス、資金の調達・運用及びプロジェクトバリューチェーンのためのアクション・プランが策定される。

【研修期間】（予定）

全体受入期間：2017 年 10 月 18 日～2017 年 11 月 11 日

技術研修期間：2017 年 10 月 19 日～2017 年 11 月 10 日

【人数】（予定）

15 名

【研修対象国】（予定）

アンゴラ、ジンバブエ、マラウイ、モーリシャス、レソト、
南アフリカ共和国、ウガンダ、ケニア、トーゴ、ボツワナ

【対象研修員】

- (1) 開発金融機関においてマネジメントまたはエグゼクティブレベルの職員
- (2) 開発金融の分野においてマネジメントまたはエグゼクティブレベルで 5 年以上の経験があること
- (3) 大学卒業者又はそれと同等の資格を持っている者
- (4) 十分な英語力（会話・記述）を備えている者
- (5) 心身ともに研修に適した健康状態である者
- (6) 所定の手続きに従って政府の推薦を受けて応募した者

【使用言語】

英語

【研修コース概要】

(1) 事前活動

参加各国の DFIs におけるプロジェクトバリューチェーンの現状、課題、問題点を記述した事前レポートが作成される。

(2) 本邦研修期間

以下の内容の講義、実習、討論を行う。

- ① 事前レポートの発表会
- ② プロジェクトバリューチェーンの概要、個々の内容、相関機能に関する

講義

- ③ 日本とアジアの経済産業発展の過程におけるプロジェクトバリューチェーンの詳細な例にかかる講義、視察
- ④ 日本とアジアの経験の適用可能性の検証
- ⑤ 参加各国の DFIs へのプロジェクトバリューチェーン強化に向けたアクションプランの準備と発表

2. 業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する事項

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・確認、調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④ 研修員選考への協力
- ⑤ JICA 東京その他関係機関との連絡・調整
- ⑥ 研修監理員（通訳）の確保、調整及び確認
- ⑦ プログラムオリエンテーションの実施への協力
- ⑧ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑨ 研修員の技術レベルの把握
- ⑩ 各種発表会の実施への協力
- ⑪ 研修員作成の各種レポートの分析・評価の取りまとめ
- ⑫ 研修員からの技術的質問への対応
- ⑬ 評価会への出席、実施補佐
- ⑭ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑮ 反省会への出席
- ⑯ 講義、視察の評価

(2) 講義（演習・討議等含む）の実施に関する事項

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師または所属先への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認（著作権処理を含む）
- ⑤ 講義実施時の講師への対応
- ⑥ 講師謝金の支払い
- ⑦ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑧ 講師もしくは所属先への礼状の作成・送付

(3) 視察（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 視察先の選定・確保と依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付

- ② 視察先への引率
- ③ 研修旅行の手配（研修員の交通手配、講師と同行者の旅行手配）視察依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
- ④ 視察謝金等の支払い
- ⑤ 視察先への礼状作成と送付

（４）事後整理

- ① 業務完了報告書（教材の著作権処理報告含む）作成
- ② 経費精算報告書作成
- ③ 資材資料返却

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各 1 部、2018 年 1 月下旬までに提出する。

（注）本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性もあります。

*** 全省庁統一資格を有している場合 ***

様式 1

2017年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京国際センター 契約担当役
所長 木野本 浩之 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2017年度課題別研修「南部アフリカ地域開発金融機関のためのプロジェクトバリューチェーンの強化」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以上

*** 全省庁統一資格を有していない場合 ***

様式 2

2017年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京国際センター 契約担当役
所長 木野本 浩之 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2017年度課題別研修「南部アフリカ地域開発金融機関のためのプロジェクトバリューチェーンの強化」に係る参加意思確認公募において、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3 付属書類

- ・ 登記簿謄本（写）
- ・ 財務諸表（直近1か年分）（写）
- ・ 納税証明書（その3の3）
- ・ 営業経歴書（過去1年間の事業実績を示す資料など）

以上

2017 年〇〇月〇〇日

共同企業体結成届

独立行政法人 国際協力機構
契約担当役 東京国際センター
所長 木野本 浩之 殿

2017 年〇月〇日付で公告（参加意思確認公募）のありました『2017 年度課題別研修「南部アフリカ地域開発金融機関のためのプロジェクトバリューチェーンの強化」に係る参加意思確認公募について』に係る公募参加に関し、「(商号／名称) 〇〇〇〇〇」と「(商号／名称) 〇〇〇〇〇」は共同企業体を結成し、共同連帯責任をもって業務の遂行にあたりますこと届け出ます。

2017 年度課題別研修「南部アフリカ地域開発
金融機関のためのプロジェクトバリューチェ
ーンの強化」研修委託業務共同企業体

代表者 住所
商号／名称 ㊞
代表者役職・氏名 ㊞

構成員 住所
商号／名称 ㊞
代表者役職・氏名 ㊞

提出日： 年 月 日

誓 約 書(案)

独立行政法人 国際協力機構
東京国際センター
契約担当役 殿

課題別研修「南部アフリカ地域開発金融機関のためのプロジェクトバリューチェーンの強化」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所
法 人 名
法 人 番 号
役 職 名
代 表 者 氏 名 役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上